

SECTION

6

小学生・中学生



小学校・中学校

学校教育課 (46-3332)

- ・市内には9つの小学校、4つの中学校があります。
- ・転出、転入、転居の際、市民課で手続きをされると、転校に必要な書類が渡されます。

小学校・中学校一覧

学校名	住 所	電話番号
大府小学校	桃山町五丁目 44	46-5151
大東小学校	大東町二丁目 61	46-2211
神田小学校	神田町三丁目 135	46-5154
北山小学校	北山町三丁目 120	47-0685
東山小学校	長根町三丁目 111	46-9333
共和西小学校	共西町一丁目 206	47-7007
共長小学校	共和町六丁目 140	46-5161
吉田小学校	吉田町四丁目 33	46-5164
石ヶ瀬小学校	江端町六丁目 99	47-8111

学校名	住 所	電話番号
大府中学校	桃山町三丁目 216	46-5301
大府西中学校	長草町車池 11	47-0687
大府北中学校	東新町三丁目 3-1	47-3611
大府南中学校	馬池町三丁目 21	48-7758

SECTION
6

小学生・中学生

放課後児童クラブ

放課後クラブ

学校教育課(46-3331)

- ・保護者が労働等で昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後や土曜日、夏休み等長期休業期間に学校の敷地内で、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図るものです。

開設時間	通常の小学校登校日	下校時～午後7時
	日曜日・祝日以外で上記に掲げる以外の日	午前8時～午後7時
	長期休業期間中の早朝育成	午前7時30分～8時（土曜日を除く）
	放課後クラブ延長預かりサービス	午後7時～8時
費 用	月額5,000円（ただし、7月と3月は6,000円、8月は7,000円） 16日以降に入所もしくは15日以前に退所する場合、該当する月の手数料が半額。 長期休業期間中の早朝育成手数料は別途必要です。放課後クラブ延長手数料は別途必要です。※要保護世帯、準要保護世帯は全額免除（延長手数料を除く）	

民設民営放課後児童クラブ

各民設民営放課後児童クラブ

- ・市内には、3つの民設民営放課後児童クラブがあります。

施設名	住 所	電話番号
大府学童保育所どろんこクラブ	大府小学校区・大東小学校区（若草町二丁目79-4）	48-3246
神田わんぱくクラブ	神田小学校区（神田町六丁目195）	48-7324
ネットワーク大府キッズクラブ	石ヶ瀬小学校区（森岡町一丁目30）	44-1977

小学生の早朝の居場所づくり事業

学校教育課(46-3331)

- ・通学団での登校時間より早く保護者が出勤する家庭に対して、小学校の体育館で始業前の児童を預かり、安心して過ごせる居場所の確保と、保護者の育児と就労の両立をサポートします。

実施校	市内全小学校
対象者	実施校に在籍し、通学団での登校時間より早く保護者が出勤する家庭の児童
実施日	平日（土・日・祝日や長期休業期間など学校休業日等を除く）
実施時間	午前7時～午前8時頃（昇降口解錠時間）
料 金	学期毎に1,000円

就学援助

学校教育課(46-3332)

- ・小中学校で就学するうえで、経済的に困りの保護者の方に対し、学用品費等を援助しています。

大府市奨学金

学校教育課(46-3332)

- ・高等学校等へ進学・進級する生徒で、経済的な理由によって修学困難な生徒に対し、その学業に必要な資金を援助しています。

英語検定及び数学検定受検料補助

学校教育課(46-3332)

- ・小中高生の学力及び学習意欲の向上を図ることを目的として、市内在住の小中学生の保護者の方に対し、各検定3級以上の受検料を各年度1回全額補助しています。また、市内在住の高校生等の保護者の方に対し、英語検定2級以上の受検料を高等学校等在学中に1回限り受検料の半額を補助しています。



レインボーハウス

レインボーハウス(44-9400)

- ・いろいろな理由で学校に行けない子や学校に行きたい気持ちはあっても行くことができない子が、仲間とのふれあいや支援員の支援によって学校に戻ることができるよう、大府市教育委員会が設置した施設です。
- ・専門の公認心理師によるカウンセリング（相談活動）を行っています。

病児・病後児保育の支援

幼児教育保育課(85-3895)

- ・病児・病後児の一時預かり保育を利用される方に、利用料の一部を補助しています。
- ・「病児・病後児保育の支援」(P.30 参照)

季節性インフルエンザ予防接種費用助成

保健センター（健康増進課）(47-8000)

- ・受験生の学習支援及び感染症の重症化予防として、中学3年生、高校3年生の年齢に該当する方に対し、接種費用を一部助成しています。対象の方には個別にご案内をお送りします。

子ども会に加入しよう！

こども若者支援課(45-6229)

- ・「子ども会」は、全国的に組織されているこどもたちの集まりのことをいい、さまざまな活動を通してこどもたちの自主的・創造的な成長を促進することを目的としています。
- ・子ども会は、「遊び」とおしてたくさんの仲間をつくりながら、異なる学年の友達や地域の人達との交流の中で協調性や社会性をはぐくみます。

子ども会で行っている主な活動

- ・新入生歓迎会・地域の運動会・クリスマス会・チャレンジゲーム大会
- ・おでかけ(スケート・科学館・レジャー施設など)・ドッジボール大会
- ・お楽しみ会・映画観賞会など

※各子ども会により異なります



- ・大府市内の小学生が対象です。入会したい、入会を検討していて詳細を聞いてみたいなどありましたら、「入会希望及び入会に関する問い合わせフォーム」から送信、もしくは大府市子ども会連絡協議会事務局（大府市こども若者支援課内）までお問い合わせください。

詳細はこちら



学習支援事業

大府市学習支援事業「まなポート」

生涯学習課(48-1007)

- ・こどもたちの学習の習慣付けをサポートする無料の学習支援です。市内4か所の公民館で実施しています。身近な施設で、大学生等の学習ボランティアと一緒に学びましょう。詳しくは協働推進課へお問い合わせください。

対 象	大府市内在住の中学生・小学4～6年生(特別な支援を受けずに学習に取り組める方)
日 時	中学生：毎週土曜日午後1時30分～4時30分 小学4～6年生：隔週土曜日午前10時～11時30分 (GW、お盆及び年末年始を除く。学校行事等により変更の可能性あり。)
場 所	横根公民館・長草公民館・東山公民館・森岡公民館 ※実施場所は自由に選択できます。
学習内容	学校の勉強の復習、宿題、学び直しといった学習の習慣付け

中学2・3年生受験応援（ひとり親家庭等学習塾利用助成）

こども若者支援課(45-6229)

内 容	ひとり親家庭・低所得の世帯におけるこどもの高校受験を応援するため、学習塾利用費用の全部または一部を助成します。
対 象	大府市内に住所を有する中学2・3年生の児童を養育する児童扶養手当受給世帯、または住民税（均等割）非課税世帯。
助成金額	こども一人当たり100,000円（上限）。

中学3年生・高校3年生等受験応援（ひとり親家庭等大学受験料等利用助成）こども若者支援課(45-6229)

- ・ひとり親家庭・低所得の世帯におけるこどもの受験を応援するため、模試費用、大学受験料を助成します。

対象者	中学3年生：児童扶養手当受給相当世帯または住民税非課税世帯で大府市学習支援事業「まなポート」に登録している児童。 高校3年生※：児童扶養手当受給相当世帯・住民税非課税世帯の児童。
助成金額	中学3年生：模試費用6,000円上限 高校3年生※：受験料53,000円上限、模試費用8,000円上限

※19歳になる年度に大学等を受験する場合も対象

子育てサークル・子育てネットワーク



ファミリークラブ

各こども(幸齢者)交流センター

※R7.10.1 児童(老人福祉)センターから名称変更

- ・ファミリークラブは「地域の中で子育てを」を目的に、お父さんやお母さんたちが中心になって、ファミリークラブの活動目標の4本柱に基づき、地域のこども(幸齢者)交流センターで自主的に活動しています。クラブ活動は、親子サークルと趣味のサークルの大きく2つに分かれています。見学は随時受け付けています。
- ・詳しくは各こども(幸齢者)交流センターへお問い合わせください。



ファミリークラブの活動4本柱

- 親子及び世代間の交流・文化活動
- 児童養育に関する研修活動
- 児童の事故防止のための活動
- そのほか、児童福祉の向上に寄与する活動



親子サークル

- ・親子の交流と情報交換の場です。体操・紙芝居・散歩・季節の行事(七夕・運動会・クリスマス会など)を行っています。

趣味のサークル

- ・趣味や特技を活かすことのできる交流の場です。ヨガ・バランスボール・パネルシアター・創作劇などを行っています。

クラブ名	活動場所	クラブ名	活動場所
おひさま	大府こども幸齢者交流センター	きらきらぼし	共和西こども幸齢者交流センター
えぶろん	神田こども幸齢者交流センター	虹	共長こども交流センター
メリーゴーランド	北山こども交流センター	たけのこ	吉田こども幸齢者交流センター
らっこ	東山こども幸齢者交流センター	からしな	石ヶ瀬こども幸齢者交流センター

子育て自主サークル

こどもステーション (44-4541)

※R7.10.1 子どもステーションから名称変更

- ・こどもステーションでは、子育て自主サークルの育成を支援しています。サークル活動を通して、親子同士の友達の輪を広げませんか。子育ての楽しさや悩みを出し合い、一緒に子育てを楽しみましょう。詳細はこどもステーションへお問い合わせください。

こどもと一緒に遊びに行こう



こどもステーション

- ・さまざまな子育て支援活動を行っています。お気軽に遊びに来てください。

開館日	月曜日～金曜日(午前9時～午後5時)
休館日	土日祝日、年末年始(12月28日～1月4日)
対象	おおむね3歳未満の児童と保護者
住所	大府市柊山町二丁目24番地
電話番号	TEL: 44-4541・47-2438 FAX: 48-7450

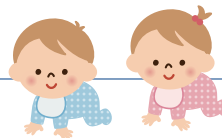


こどもステーション開放

- ・おおむね3歳未満の児童と保護者を対象に、親子でゆったりと過ごしてもらうことのほか、親子あそび、季節の行事を行っています。
 - ・室内(ままごと、ブロック、絵本など)と、戸外(ブランコ、砂場など)で遊ぶことができます。
 - ・午前10時頃と午後3時頃に親子遊びを行っています。
 - ・季節の行事や誕生祝いなどを行っています。
 - ・遊戯室を正午～午後1時までランチルームとして利用できます。
- ※状況によって内容が変更になる場合があります。

0歳児を持つ親の交流会(要予約)

- ・0歳児を持つ保護者を対象とした交流会を実施しています。



詳細は
こちら



会 場	日 程	時 間
こどもステーション	第1水曜日(プレママ～4か月児)	午前10時～11時30分
	第2水曜日(5～7か月児)	
	第3水曜日(8～10か月児)	
	第4水曜日(11か月児～)	

※開催日が変更する場合もあります。広報おおぶや大府市ウェブサイト、母子手帳アプリ「おぶいく」等でご確認ください。

プレママ交流会(要予約)

- ・出産を控えているプレママ(妊婦)を対象とした交流会です。大府市在住で妊娠中の方向士や先輩ママ、保育士と話をしながら、「今知りたい」情報を得、安心して出産できる交流会を目指しています。

実施日時

毎月第1水曜日(午前10時～11時30分)

※開催日が変更する場合もあります。広報おおぶや大府市ウェブサイト、母子手帳アプリ「おぶいく」等でご確認ください。

多胎児交流会(さくらんぼの会)(要予約)

- ・双子ちゃんや三つ子ちゃんなど多胎児を持つ保護者が定期的に集まり、情報交換の場を持っています。多胎児出産予定の妊婦さんも参加できます。

日 程	毎月第2・4火曜日
時 間	午前10時～11時30分

詳細は
こちら



※開催日が変更する場合もあります。広報おおぶや大府市ウェブサイト、母子手帳アプリ「おぶいく」等でご確認ください。

パパ交流会(要予約)

- ・おおむね3歳未満の児童とお父さんが対象です。
- ・パパの子育てトーク、家族紹介、親子あそび等を行い、交流を深めます。

日 程	2026年6月6日(土曜日)
	2026年9月5日(土曜日)
	2027年1月23日(土曜日)
時 間	午前10時00分～11時30分



※申込の詳しい内容は、広報おおぶや大府市ウェブサイト、母子手帳アプリ「おぶいく」等をご覧ください。

1歳の子を持つ親の座談会(要予約)

- ・1歳のこどもを持つ保護者を対象とした座談会です。

日程・時間

7月、9月、3月の第1火曜日(午前10時～11時)

※申込の詳しい内容は、広報おおぶや大府市ウェブサイト、母子手帳アプリ「おぶいく」等をご覧ください。

2歳の子を持つ親の座談会（要予約）

- ・2歳のこどもを持つ保護者を対象とした座談会です。

日程・時間

6月、10月、12月、2月の第3木曜日（午前10時～11時）

※申込の詳しい内容は、広報おおぶや大府市ウェブサイト、母子手帳アプリ「おぶいく」等をご覧ください。

子育て自主サークル

- ・こどもステーションでは、子育て自主サークルの育成を支援しています。（P.23 参照）

子育て支援講座（要予約）

- ・ことばの発達、木のおもちゃ等、専門家の話を聞きます。
- ・AED講習や消火訓練を通して実体験をします。
- ・バランスボールやフィットネス等、体を動かして遊びます。
- ・楽しい親子関係づくりのペアレントプログラムでは、お子さんの個性に合った育て方を学びます。（6回継続）

※講座は月1回以上実施します。申込の詳しい内容は、広報おおぶや大府市ウェブサイト、母子手帳アプリ「おぶいく」等をご覧ください。



親子育成支援教室「ジョイジョイ」（要予約）

- ・子育てに困ったりこどもの発達に不安があったりする方を対象に、お子さんの個性に合った関わりを学ぶことができます。
- ・就学前のお子さんと保護者の方を対象に週1回、5か月または3か月、荒池保育園で行う教室です。
- ・広報おおぶや大府市ウェブサイトでの募集はありません。詳細については、こどもステーション（47-2438）へお問い合わせください。

相談支援

- ・子育てについての困りごとや悩み、疑問を誰かに聞いてほしい時、こどもステーションにて相談することができます。（P.39 参照）

利用者支援 (面接・電話)	地域子育て相談員が教育・保育施設及び地域の子育て支援事業の情報提供、相談、助言などをします。 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時 TEL：46-2100
乳幼児育児相談 (面接・電話)	月曜日～金曜日 午前9時～午後4時 TEL：47-2200
メール相談	子育てに関するいろいろな悩みをメールで相談することができます。
養育支援訪問	育児に困ったり不安なとき、訪問員が家庭に訪問して、子育てに関する悩みを聞いたり、育児方法を一緒に考えたりしていきます。
オンライン相談 (申込み必要)	オンライン会議アプリケーション「Zoom」を利用して、子育てに関する悩みを聞いたり育児方法を一緒に考えたりします。 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時30分
子育て体験 (申込み必要)	子育てに関するいろいろな悩みがあるときや困ったとき、保育の現場を見たり一緒に過ごしたりして、保育園で子育て体験ができます。

おおぶファミリー・サポート・センター

- ・子育ての手伝いをして欲しい人（依頼・両方会員）と、子育ての手伝いをしたい人（援助・両方会員）が会員となり、地域で子育てを助け合う会員組織です。（P.28 参照）

おおぶっこ広場（地域子育て支援拠点事業）

おおぶっこ広場（46-4152）

- 子育て中の親子が自由に来館し遊ぶことができます。毎日午前 11 時頃と午後 2 時頃に親子遊びを行っています。

開館日	月曜日～金曜日（午前10時～午後3時）
休館日	土日祝日、年末年始（12月28日～1月4日）
対 象	おおむね 3 歳未満の児童と保護者
場 所	アスク共和東保育園内子育て支援室

こども（幸齢者）交流センター

各こども（幸齢者）交流センター

※R7.10.1,児童(老人福祉)センターから名称変更

- こども（幸齢者）交流センターは市内 8 か所にあり、神田こども幸齢者交流センター には北崎分館（神田っ子プラザ）もあります。全て地域のこどもたちの遊び場です。自由に来館して遊ぶことができます。
- 0 歳～18 歳の全ての児童を対象に、遊びを通じた健全育成を目的として活動しています。

	大府、北崎分館、共和西、石ヶ瀬、東山	神田、北山、共長、吉田
開館時間	午前9時～午後6時	午前9時～午後6時
休 館 日	第2、4日曜日・祝日・年末年始（12月28日～1月4日）	第1、3日曜日・祝日・年末年始（12月28日～1月4日）

詳細はこちら



ファミリークラブ

各こども（幸齢者）交流センター

- 親子サークルや趣味のサークルです。随時受付をしています。
- 各こども（幸齢者）交流センター にて活動を行っています。
- 詳細はファミリークラブのご案内(P.23) 参照

詳細はこちら



自由参加あそびサークル「あんばんまん」

各こども（幸齢者）交流センター

- 各こども（幸齢者）交流センターで就学前の親子を対象に誰でも自由に遊べる日です。
- いろいろな活動や遊びを通して、保護者同士、こども同士の交流を深めていきます。
- 時間：午前 10 時～正午（神田っ子プラザは下記参照）
- 登録や申し込みは必要ありません。
- 詳しい開催日などについては、広報おおぶ、大府市ウェブサイトをご覧ください。



開催曜日	開催場所（あんばんまん）
月曜日	北山こども交流センター 石ヶ瀬こども幸齢者交流センター
火曜日	大府こども幸齢者交流センター 共長こども交流センター
水曜日	すべてのこども（幸齢者）交流センター（神田っ子プラザを除く）
木曜日	神田こども幸齢者交流センター 共和西こども幸齢者交流センター
金曜日	東山こども幸齢者交流センター 吉田こども幸齢者交流センター 神田こども幸齢者交流センター北崎分館（神田っ子プラザ）※
土曜日	神田こども幸齢者交流センター北崎分館（神田っ子プラザ）※

開催曜日	開催場所（あんばんまん 0 歳児あつまれ）
第 1 水曜日	大府こども幸齢者交流センター 石ヶ瀬こども幸齢者交流センター
第 2 水曜日	神田こども幸齢者交流センター 共和西こども幸齢者交流センター
第 3 水曜日	北山こども交流センター 共長こども交流センター
第 4 水曜日	東山こども幸齢者交流センター 吉田こども幸齢者交流センター
毎週土曜日	神田こども幸齢者交流センター 北崎分館（神田っ子プラザ）※

※ 神田こども幸齢者交流センター北崎分館（神田っ子プラザ）の「あんばんまん」は、金曜日 午後 1 時～4 時、土曜日 午後 1 時～4 時
「あんばんまん 0 歳児あつまれ」は土曜日 午前 10 時～正午

- ・太鼓ゲームやパズルゲームなどのeスポーツをこどもから幸齢者まで世代を越えて楽しむことができます。

利用時間	午前9時～午後5時（1時間ごとの入れ替え制）
休館日	第2、4日曜日・祝日・年末年始（12月28日～1月4日）
その他	初回利用時には利用者講習の受講が必要

こども家庭相談事業

各こども(幸齢者)交流センター

※R7.10.1 児童(老人福祉)センターから名称変更

- ・子育てについて悩みがある時には、こども(幸齢者)交流センターでも相談することができます。(P.40 参照)

子育てカレッジ

ミューいしがせ (48-0588)

- ・「大切にしたい、こどものこころ」、「知っておきたい、子育て情報」、「子育て中もスキルアップしたい」、「親子で楽しもう」などをテーマに、子育てに関する様々な講座を開催しています。託児があります。

おもちゃ図書館

発達支援センターおひさま (47-7834)

- ・乳幼児、障がいのある児童を対象におもちゃの貸し出しや遊びの場として開館しています。
- ・実施日時：平日(午後3時～5時)、第1土曜日(午後2時～4時)

少年少女発明クラブ

どんぐり創房 (48-7450) (こどもステーション内)

- ・指導員の指導のもと、こどもたちが創造性を発揮し、楽しみながら自由に作品をつくります。創意くふう展や産業文化まつりにも出品します。

大府市自然体験学習施設「ニツ池セレクトナ」

ニツ池セレクトナ (44-4531)

- ・ニツ池やその周辺に広がる森に生息する鳥や昆虫、植物等について「見る・触れる・感じる」ことのできる施設です。一周 1,080 m の散策道は散歩やウォーキングコースに人気です。

開館時間	午前9時～午後5時
休館日	月曜日（祝日の場合は翌平日）
利用料	無料

- ・月に3～4回程度、自然観察会などの講座やイベントを行っています。

おおぶ文化交流の杜「allobu」

allobu (48-5155)

- ・文化芸術に親しみ、交流を深めることのできる施設です。図書館や会議室、スタジオを備えています。

図書館

図書館(48-1808)

絵本、紙芝居、こども向けの本がある専用スペースがあります。おはなし広場では、親子で楽しめるおはなし会や紙芝居など様々なイベントを行っています。(https://library.allobu.jp)

ホール等

文化交流施設(48-5155)

ホール、ギャラリー、スタジオ等でも各種イベントを開催しております。詳しくは公式ウェブサイト(https://allobu.jp)をご確認ください。

	開館時間	休館日
図書館	午前9時～午後8時	年末年始・第3月曜日（祝日の場合翌平日） 特別整理期間（6月第1月曜～金曜）
ホール等	午前9時～午後10時	年末年始・定期点検期間

公民館ホール開放

各公民館等

- 公民館などにあるホールでは、月2回程度、親子や友達同士(高校生以下)で卓球やダンスなどを楽しんでいただけます。

※ただし、行事などにより使用できない場合があります。

場 所	開放日時	開放時間
大府公民館・神田公民館・北山公民館	第1、第3土曜日	午後1時～5時
横根公民館・東山公民館・長草公民館	第2、第4土曜日	
共長公民館・吉田公民館	第1、第3日曜日	
森岡公民館	第2、第4日曜日	
いきいきプラザ	毎週土曜日	

SECTION

9

子育てサポート



おおぶファミリー・サポート・センター(要登録)

こどもステーション(44-4541)

- 所用などでこどもを一時的に預かってほしい方(依頼会員)と、余暇などを利用してこどもを預かることができる方(援助会員)、両方を兼ねることができる方(両方会員)が会員登録を行い、子育てを会員相互で助け合う活動です。

依頼会員	市内在住、在勤、在学中、小学校6年生以下のこどもを養育している方。(ただし市内の病院、医院にこどもが受診・入院する場合の同行するこどもの援助や市内の病院、医院に保護者が受診・入院するときのこどもの援助を必要とする場合には市外在住の方も会員になることができます。)
援助会員になれる方	市内在住で20歳以上、心身ともに健康で、こどもが好きな方。資格や経験は問いません。

- 費用：1時間あたり600円～800円、曜日や時間によって異なります。
- こんな時に利用してください。
 - 通院で一時的にこどもを預かってほしい。
 - こどもが小さく、買い物や美容院などに自由に行けないので、こどもを短時間預かってほしい。
- 事前に会員登録が必要です。(無料) ※登録には本人確認書類をお持ちください。
- 登録はこどもステーションでできます。詳しくはお問い合わせください。
- 急な依頼についても、可能な限りご相談にのりますので、まずはご連絡ください。病児・病後児、自然災害時(警報発令時)の援助はできません。活動場所についても相談に応じることができますので、お気軽にご連絡ください。



おおまかな活動の流れ

①申込み

依頼会員がファミリー・サポート・センターへ依頼したい事を申込みます。(電話も可)



②連絡調整・照会

センターのアドバイザーが依頼に見合った援助会員に連絡し、承諾を受けた上で依頼会員へ紹介します。



③事前打合わせの日程調整

依頼会員は紹介された援助会員に連絡し、打合わせの日時を決めます。

④事前打合わせ

こども同席で事前打合わせを行います。



⑤援助活動開始

援助会員は活動を行う際は必ず会員証を提示します。



⑥援助活動報告書・報酬の支払い

活動が終わったら、援助会員は「援助活動報告書」を記入して依頼会員へこどもの様子を知らせます。依頼会員は援助会員へ報酬を支払います。



⑦報告書の提出

援助会員は報告書を翌月の5日までにファミリー・サポート・センターへ提出します。

- 多胎児家庭やヤングケアラーを含め、様々な不安を抱える子育て家庭や妊産婦等に対する訪問支援を実施します。
- 多胎児家庭支援(対象:3歳に達する月の末日までの多胎児を養育されている方及び多胎児を妊娠されている方)

一時預かり	(1)調理、掃除等の家事をしている間の多胎児の見守り (2)一時的な休息をしている間の ①自宅での見守り ②公立保育園での一時預かり(満6カ月以上、月2日以内) ③授乳又は沐浴の介助
家事援助	調理、掃除等日常的な家事の代行
移動支援	市が契約しているタクシー事業者を利用した際に利用できるタクシー料金助成券(1枚1,000円以内)を交付 多胎児を妊娠されている方:出産までの月数に応じて最大10枚 多胎児を養育されている方:多胎児が3歳に到達するまでの月数に応じて最大36枚

- 費用は無料。事前に利用申請が必要です。

※その他の支援の詳細はこども若者支援課へお問い合わせください。

三世代住宅支援事業費補助金

都市政策課(45-6314)

- 子世帯及び親世帯の同居や近居を促進することにより、世代間の支え合い、子育て・介護における不安や負担を軽減するとともに市内の住宅の耐震化率の向上を図る目的として、三世代同居・近居住宅の工事費に対して予算の範囲内で補助をします。
- 対象者:中学生以下の子がいる子世帯及びその親世帯で、同居若しくは近居するための住宅を新築若しくは改修しようとするもの
- 実施日等:随時受付



家庭で子育てする世帯へのクーポン発行

こども若者支援課(45-6229)

- 家庭で子育てをしている保護者のリフレッシュ、育児負担軽減を図るため、公立・私立保育園の一時的保育に利用できるクーポンを発行しています。詳細はこども若者支援課へお問い合わせください。

対象	次の要件にすべて当てはまる対象児がいる保護者の方。 ・3歳到達後最初の3月31日までの年齢の児童。 ・大府市に住民票がある。 ・保育所等に入所していない。
----	--

子育てガイドブック別冊「まごまご」発行

こども若者支援課(45-6229)

- 核家族化が進み共働き世帯が増える中、子育てにおける大切な支援者として期待されている祖父母向けに、現代の子育ての方法や祖父母のサポートの必要性についてまとめた、子育てガイドブック別冊「まごまご」を発行しています。詳細はこども若者支援課へお問い合わせください。

子育てしながら働きたいかたへ

病児・病後児保育の支援

幼児教育保育課 (85-3895)

- 病児・病後児の一時預かり保育を利用される方に、利用料の一部を補助しています。

派遣型

実施団体名	住 所	電話番号
NPO 法人福祉サポートセンターさわか愛知	共栄町二丁目 420-1	44-9206
NPO 法人ネットワーク大府	森岡町一丁目 30	85-7028
キッズハウスひなたぼっこ	北山町一丁目 83	47-9564

※利用料 1 時間あたり 800 円を補助(1 日 8 時間が限度)しています。※補助対象は市内在住の生後 6 か月から中学校就学前児の保護者です。※ご利用の場合は、事前登録(登録料・会費は無料)が必要です。

施設型

医療機関名	住 所	電話番号
特定医療法人共和会 共和病院 病児保育室どんぐり	梶田町二丁目 156	070-1259-0039

※病児・病後児保育をご利用の場合は各医療機関へご確認ください。※利用対象は市内在住の生後 6 か月から中学校就学前児の保護者です。※ご利用の場合は、事前登録(登録料・会費は無料)が必要です。

広域連携

- 名古屋市との協定により、名古屋市の病児病後児保育施設の相互利用ができます。

一時的保育

各実施保育園

- 《保護者が週に 2・3 日のみ就労する場合》《保護者等の病気や事故》《母親の出産・入院》《家族の看護・介護》《急な冠婚葬祭》《保護者のリフレッシュ》などで家庭保育ができないこどもを一定期間、緊急・一時的にお預かりします。公立保育園の対象は満 1 歳から就学前のお子さんです。(緊急と多胎児の利用は生後 6 か月から)
- 公立保育園の利用料は 1 日あたり満 6 か月～2 歳児 2,400 円、3 歳児以上 1,100 円です。ただし、他に主食代や延長利用料が必要となることがあります。
- 実施保育園へ事前登録の上、直接申し込んでください。
- 認可外保育施設でも一時的保育を実施している施設があります。各園にお問い合わせください。
- 利用予約はオンライン化され、利用料金もキャッシュレスで支払いが可能です。(公立園)
- 私立保育園の利用料、利用時間等は園によって異なります。

	実施保育園	電話番号
公 立	大府保育園	46-0078
	柊山保育園	46-0590
	追分保育園	47-7822
	荒池保育園	48-2625
	長草保育園	46-2048
	若宮保育園	46-4612
	吉田保育園	45-0045
私 立	アスク共和東保育園	46-2079
	ビオーズよこね保育園	43-2878
	保育園さくらんぼ	47-1152
	石ヶ瀬保育園	46-0100
	東山ガーデニアこども園	57-2310
	ながねくすのき保育園	57-0600
	柊山さくらの木保育園 (令和 8 年度途中から実施予定)	57-1821

乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)

- 月 10 時間までの利用可能枠の中で、就労要件などを問わずに保育園等を利用できる制度で、保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない満 6 か月～2 歳児が利用できます。※ 2 歳児は 3 歳誕生日の前々日まで
- 利用日は午前 10 時～午後 3 時の月 2 回で、曜日を固定した定期利用となります。
- 幼児教育保育課で給付認定を受けた上で、実施施設へ直接申し込んでください。

実施施設

①ビオーズよこね保育園、②東山ガーデニアこども園



手帳について

高齢障がい支援課 (85-3558)

- ・障害者手帳とは、各種の福祉サービスを受ける際に、障がいがあることを証明するためのものです。障がいの種別により、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の三種類があり、それぞれの障がいの程度に応じた等級が認定されます。交付された障害者手帳の種別や等級により、様々な福祉サービスのほか、福祉手当の受給、税金の控除、交通料金の割引などのサービスが利用できます。

詳細は
こちら

身体障害者手帳

- ・身体に一定程度以上の障がいを有する方に対して、本人(15歳未満の方はその保護者)からの申請に基づき交付される手帳です。

障がいの
対象範囲

視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能、肢体不自由(上肢、下肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能の障がい

療育手帳

- ・知的障がいのあることを証明するものであり、本人または保護者の申請に基づき交付される手帳です。

障がいの
対象範囲

知的機能の障がいが発達期(おおむね18歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの援助を必要とする状態にあり、知能検査により知能指数(IQ)が75以下と測定された方

精神障害者保健福祉手帳

- ・精神疾患のために日常生活や社会生活に一定の支障があると認められる方に対して、本人からの申請に基づき交付される手帳です。

各種手当等

高齢障がい支援課 (85-3558)

特別児童扶養手当

- ・中度または重度の障がい(症状)がある20歳未満の児(者)を扶養する方に支給される手当です。

対象者	金額
1. 概ね身体障害者手帳1、2級または療育手帳A判定程度の方の保護者	月額 58,450 円
2. 概ね身体障害者手帳3級(4級の一部を含む)または療育手帳B判定程度の方の保護者	月額 38,930 円

※上記は令和8年4月現在の金額です。物価の変更に伴い、手当の金額が変わることがあります。

- ・所得制限：あり
- ・対象となる児童が施設に入所している場合には対象となりません。

障害児福祉手当

- 20歳未満の重度の障がい児(者)に支給される手当です。

対象者	金 額
1.身体障害者手帳1級 2.身体障害者手帳2級(常時介護必要) 3.療育判定 IQ20 以下の方	月額 17,710円
上記の重複障がいの方	月額 23,460円

※上記は令和 8年 4月現在の金額です。物価の変動により、手当の金額が変わることがあります。

- 所得制限：あり
- 施設入所者は対象となりません。

愛知県在宅重度障害者手当

- 在宅かつ重度の障がい者に愛知県から支給される手当です。ただし、障害児福祉手当の受給者は対象から除きます。

対象者	金 額
1.身体障害者手帳 1、2 級で IQ35 以下の方	月額 15,500円
2.身体障害者手帳 1、2 級または療育手帳 A 判定 (IQ35 以下) の方、身体障害者手帳 3 級で、療育手帳 B 判定 (IQ50 以下) の方	月額 6,750円

※上記は令和 8年 4月現在の金額です。物価の変動により、手当の金額が変わることがあります。

- 所得制限：あり
- 施設入所者、3 か月を超える長期入院者は対象となりません。

大府市心身障がい者扶助料

- 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している方に支給される大府市の手当です。

対象者		金 額
身体障害者手帳所持者	1級から3級	月額6,500円
	4級から6級	月額3,400円
療育手帳所持者	A・B・C	月額6,500円
精神障害者保健福祉手帳所持者	1級	月額6,500円
	2級	月額4,300円
	3級	月額3,400円
特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当受給者		月額4,300円

- 施設入所者は対象となりません。

大府市特定疾病り患者扶助料

- 特定疾病り患者に大府市から支給される手当です。(ただし、大府市心身障がい者扶助料との併給はできません。)

対象者	金 額
特定医療費受給者証もしくは小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方	月額 6,500 円

- 施設入所者は対象となりません。

児童発達支援

こども若者支援課 (45-6229)

- ・障がいのある児童、発達に遅れがある児童などが児童発達支援センターなどに通い、日常生活における基本的な動作の指導や発達の支援を受けることができます。
- ・自己負担あり。事前に市役所から支給決定を受け、事業所と契約する必要があります。

放課後等デイサービス

こども若者支援課 (45-6229)

- ・就学している障がいのある児童が授業の終了後または休業日に放課後等デイサービス事業所などで、生活能力の向上のための訓練や社会性の促進のための支援を受けることができます。
- ・自己負担あり。事前に市役所から支給決定を受け、事業所と契約する必要があります。

保育所等訪問支援

こども若者支援課 (45-6229)

- ・児童発達支援センターなどの児童指導員や保育士、機能訓練担当職員が保育所などを訪問し、障がいのある児童や保育所のスタッフに対し、専門的な指導を行います。
- ・自己負担あり。事前に市役所から支給決定を受け、事業所と契約する必要があります。

居宅訪問型児童発達支援

こども若者支援課 (45-6229)

- ・重度の障がい等のために外出が著しく困難な児童が、事業所職員などの訪問により居宅において日常生活における基本的な動作の指導や発達の支援を受けることができます。
- ・自己負担あり。事前に市役所から支給決定を受け、事業所と契約する必要があります。

医療的ケア児学校等訪問看護事業

こども若者支援課 (45-6229)

- ・医療的ケアを必要とする児童の保護者の負担を軽減し、医療的ケア児の学習環境及び生活の場の確保や自立を推進するため、対象児童が通う学校等において医療的ケアに係る訪問看護を提供します。
- ・自己負担あり。事前に市役所から利用決定を受け、事業所と契約する必要があります。

放課後等デイサービス開所時間延長事業

こども若者支援課 (45-6229)

- ・学校の長期休業期間などに、通常の開所時間を延長して対象児童の預かりを実施する市内の放課後等デイサービスに補助を出し、保護者の就労をサポートします。
個別サポート加算（Ⅰ・重度）の対象児童であることや、保護者が全員就労しており、親族等から支援を受けることが困難なことなど、利用には条件があります。詳細はこども若者支援課へお問い合わせください。

移動支援

高齢障がい支援課 (85-3558)

- ・障がいがあるために屋外での移動が困難な方に対して、外出のための支援をします。

対 象

障がいのある方、発達障がいまたはその疑いのある方

- ・自己負担あり。事前に市役所から支給決定を受け、事業所と契約する必要があります。

日中一時支援

高齢障がい支援課 (85-3558)

- ・家族の介護負担を軽減するために、障がい者施設等において日中活動の場を提供し、見守りや社会適応に必要な訓練等をします。

対 象

障がいのある方、発達障がいまたはその疑いのある方

- ・自己負担あり。事前に市役所から支給決定を受け、事業所と契約する必要があります。

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス

高齢障がい支援課 (85-3558)

- ・短期入所や居宅介護（ホームヘルプ）など、施設やヘルパーを利用するサービスです。詳細は高齢障がい支援課へお問い合わせください。自己負担あり。

障がい児保育

幼児教育保育課 (85-3895)

- ・心身障がい児で、障がいの程度が軽く集団保育が可能な児童の受け入れを行っています。
- ・障がいの種類や程度によって、加配保育士を配置しますのでご相談ください。

補装具の給付・修理

高齢障がい支援課 (85-3558)

- ・身体障がい児・者、難病患者の方の身体機能の障がいを補い、日常生活を容易にするための器具を交付（修理）します。
- ・補装具の種類：補聴器、車椅子、義手、義足、装具、視覚障害者安全つえ（白杖）、義眼など
- ・自己負担あり
- ・障がいにより対象品目が異なります。



軽度・中等度難聴児に対する補聴器の給付

高齢障がい支援課 (85-3558)

- ・両耳の聴力レベルが 30 デシベル以上で身体障害者手帳の交付対象とならない 18 歳未満の方が、言語習得や健全な発達を支援するために補聴器を購入（修理）する際に、その費用の一部を助成します。（ただし、条件により対象外となる場合があります。）

日常生活用具の給付

高齢障がい支援課 (85-3558)

- ・在宅の障がい児・者、難病患者の方に、自力で日常生活が営めるよう生活用具を給付します。
- ・日常生活用具の種類：紙おむつ、ストーマ用装具、入浴補助用具、特殊便器、特殊マット、ネブライザー、頭部保護帽、パルスオキシメータ、非常用発電機など
- ・自己負担あり
- ・障がいの程度や年齢により対象品目が異なります。

有料道路通行料金の割引

高齢障がい支援課 (85-3558)

- ・身体障がい者自らが車を運転する場合及び第 1 種身体障がい者または第 1 種知的障がい者が乗車し介護者が運転して有料道路を利用する場合、通行料金の半額割引制度があります。

住宅改修の助成

高齢障がい支援課 (85-3558)

- ・下肢・体幹・視覚障がいで 1 ～ 3 級の身体障害者手帳を所持する人が、家庭での日常生活を容易にするために住宅を改修する場合に、その費用の一部を助成します。

助成条件	着工前に申請してください。また、補助が受けられるのは一度限りです。
対象工事	廊下や階段、浴室内の手すりの設置、段差解消のためのスロープ設置、滑り止めのための床材料変更、和式から洋式への便器取替など

- ・助成額には上限があります。

心身障害者扶養共済制度

高齢障がい支援課 (85-3558)

- ・障がい児を扶養している保護者が死亡したり重度障がいとなった場合に、そのこどもに年金を支給する制度です。
- ・保護者の加入時の年齢により掛金が決まります。

自立支援医療（精神通院・育成医療）

高齢障がい支援課(85-3558)

- ・てんかんや発達障がいなどのあるこどもが治療のために通院医療を受ける場合や、身体に障がいのあるこどもの障がいを除去・軽減するために必要な治療を行う場合に、要する医療費の一部を給付します。

対 象

精神通院：てんかんや発達障がい、精神疾患などの治療のための通院医療費
育成医療：口唇口蓋裂に起因する歯科矯正や人工透析などにかかる医療費
(ただし家庭の所得が一定以上の場合は対象外となります。)

- ・自己負担あり
- ・所定の診断書等の書類が必要です。詳細は高齢障がい支援課へお問い合わせください。

先天性代謝異常者に対する食事療養費の助成

保険医療課(45-6230)

- ・対象：愛知県小児慢性特定疾病医療費支給認定実施要綱に基づき受給者証を交付された 20 歳未満の先天性代謝異常者を扶養している方
- ・所得制限：なし
- ・助成内容：治療に必要な食事療養に要した費用のうち、小児慢性特定疾病医療支援対象外の経費の半額(年額 24 万円まで)

障がい者医療費助成

保険医療課(45-6230)

対 象

1 級から 3 級までの身体障害者手帳をお持ちの方、知能指数(IQ)が 50 以下の知的障がい者(愛知県療育手帳の場合は「A」または「B」)、障がい名が腎臓機能障がい 4 級の身体障害者手帳をお持ちの方、障がい名が進行性筋萎縮症で 4～6 級の身体障害者手帳をお持ちの方、自閉症状群と診断された方、1 級・2 級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、3 級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちで市町村民税非課税の方

所得制限

なし

助成内容

保険診療の自己負担分

- ・お子さんの健康保険の資格情報の分かるもの(資格確認書、マイナポータル画面、マイナ保険証等)及び身体障害者手帳等をお持ちください。

関係施設

特別支援学校

各学校

- ・市内には 3 か所の特別支援学校があります。
- ・詳細については各学校へお問い合わせください。

特別支援学校一覧

学 校 名	住 所	電話番号	種 別
愛知県立大府特別支援学校	森岡町七丁目 427	48-5311	病弱・身体虚弱
愛知県立大府もちのき特別支援学校	森岡町七丁目 427	46-3011	知的障がい
愛知県立大府もちのき特別支援学校桃花校舎	中央町五丁目 15	46-6909	知的障がい

児童発達支援センター

発達支援センターおひさま

発達支援センターおひさま(47-7834)

- ・ことばや発達に遅れがあるなど、療育を必要とする就学前のお子さんを対象に、日常生活の自立に必要な能力を身につけるよう支援していく場所です。
- ・それぞれの発達段階に合わせて、感覚遊び、手先認識、器具遊び、散歩などの体力づくり、リトミックなどを遊びの中に取り入れています。
- ・事前に市役所から支給決定を受け、事業所と契約する必要があります。
- ・早期療育事業も行っています。

詳細は
こちら



おもちゃ図書館

発達支援センターおひさま (47-7834)

- ・障がいのある児童、乳幼児を対象におもちゃの貸し出しや遊びの場として開館しています。
- ・実施日時：平日(午後 3 時～ 5 時)、第 1 土曜日(午後 2 時～ 4 時)

発達支援センターみのり

発達支援センターみのり (38-6050)

- ・心身の発達に遅れがあるなど、療育を必要とする就学前のお子さんを対象に、日常生活に必要な生活習慣を身につけるための支援や、理学・作業療法士による専門的な療育による支援をしていく場所です。
- ・事前に市役所から支給決定を受け、事業所と契約する必要があります。

SECTION

11

ひとり親家庭のために



経済的支援

児童扶養手当

こども若者支援課 (45-6229)

- ・支給対象：離婚等で父か母がいないか、父か母が重度の障がい(1～2級程度)などの状態にある、18歳以下の児童(一定の障がいがある場合は20歳未満)を監護・養育している方
- ・支給額は所得や児童数などにより異なります。所得制限があります。

愛知県遺児手当

こども若者支援課 (45-6229)

- ・支給対象：県内に住所があり、離婚等で父か母がいないか、または父か母が重度の障がいなどの状態にある18歳以下の児童を監護・養育している方
- ・支給額：児童一人につき、月額 4,350 円。ただし、受給年数等条件により支給額が変わります。支給期間は申請から 5 年間です。所得制限があります。

大府市遺児手当

こども若者支援課 (45-6229)

- ・支給対象：市内に住所があり、離婚等で父か母がいないか、または父か母が重度の障がいなどの状態にある18歳以下の児童を監護・養育している方
- ・支給額：児童一人につき、月額 3,500 円。ただし、支給期間は申請から 5 年間。所得制限があります。

母子家庭等医療費助成

保険医療課 (45-6230)

- ・対象：18歳以下の児童を扶養している母子家庭の母または父子家庭の父、母子家庭の母または父子家庭の父に扶養されている18歳以下の児童、父母のいない18歳以下の児童
- ・所得制限があります。助成内容は保険診療の自己負担分です。

母子家庭等自立支援給付金

こども若者支援課 (45-6229)

- ・母子家庭の母または父子家庭の父が就職に役立つ技能や資格取得のために各種講座を受けたり、各種学校等の養成機関で修業したりする場合などに、給付金を支給します。
- ・事前に母子・父子自立支援員への相談やプログラムの策定が必要です。
- ・詳細はこども若者支援課へお問い合わせください。

高等職業訓練促進給付金

要 件	1. 養成機関において6か月以上修業し資格の取得が見込まれること 2. 仕事（育児）との修業の両立が困難であること
対象資格	看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、LPI認定資格、等
支 給 額	詳細は母子・父子自立支援員までお問い合わせください。

自立支援教育訓練給付金

要 件	1. 教育訓練を受けることが安定した就労に結びつくと認められる方 2. 過去に自立支援教育訓練給付金を受給していない方 3. 母子・父子自立支援プログラムの策定等を受けている方
対象講座	雇用保険制度の一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座 ＜例＞パソコン、医療事務、介護職員初任者研修、語学、簿記、税理士、等
支 給 額	受講費60%（上限・下限あり）※別途、要件により追加支給あり ただしハローワークからの一般教育訓練給付金等の支給を受けることができる方は、その支給額との差額を支給

母子家庭等就業支援講習会

こども若者支援課(45-6229)

- 母子・父子家庭及び寡婦の方の就業を促進するため、パソコン講習・医療事務・経理事務・介護職員初任者研修等の就業支援講習会を行っています。

受 講 料	無料（教材費等実費負担があります。）
募集内容	詳しい内容は広報おおぶや大府市ウェブサイトにてご確認ください。

母子家庭等日常生活支援事業

こども若者支援課(45-6229)

- 母子・父子家庭及び寡婦・寡夫家庭の方が、働くために必要な技能習得のための通学、就職活動、疾病、冠婚葬祭、出張、学校等の公的行事への参加などにより、一時的に日常生活を営むのに支障がある場合に、家庭生活支援員を派遣して、住居の掃除、食事、身の回りの世話などを行います。
- 事前登録が必要です。

利用料	所得により自己負担があります。
-----	-----------------

母子父子寡婦福祉資金の貸付

こども若者支援課(45-6229)

- 母子・父子家庭及び寡婦家庭の自立支援のために事業開始や継続・住宅・医療介護・技能習得・就職・児童または子の修学などに必要な資金の貸付について相談に応じます。
- 貸付の決定には審査があります。

母子父子寡婦相談

こども若者支援課(45-6229)

- 母子・父子家庭及び寡婦家庭の方を対象に、経済的な問題や自立のための就業などについて、母子・父子自立支援員が相談に応じます。

オンライン相談

こども若者支援課(45-6229)／メール(kodomo@city.obu.lg.jp)

- 内 容：ひとり親家庭に対する支援制度、就業に関する相談、離婚前相談など
- 相 談 員：母子・父子自立支援員等
- 実施日時：平日午前9時～午後4時30分
- 申 込：電話またはメールで申込先へ（氏名・住所・電話番号・メールアドレス・希望日時・相談概要をお知らせください。）

中学2・3年生受験応援（ひとり親家庭等学習塾利用助成） こども若者支援課(45-6229)

内 容	ひとり親家庭・低所得の世帯におけるこどもの高校受験を応援するため、学習塾利用費用の全部または一部を助成します
対 象	大府市内に住所を有する中学2・3年生の児童を養育する児童扶養手当受給世帯、または住民税（均等割）非課税世帯
助成金額	こども一人当たり100,000 円（上限）

中学3年生・高校3年生等受験応援（ひとり親家庭等大学受験料等利用助成） こども若者支援課(45-6229)

- ひとり親家庭・低所得の世帯におけるこどもの受験を応援するため、模試費用、大学受験料を助成します。

対象者	中学3年生：児童扶養手当受給相当世帯または住民税非課税世帯で大府市学習支援事業「まなポート」に登録している児童 高校3年生*：児童扶養手当受給相当世帯・住民税非課税世帯の児童
助成金額	中学3年生：模試費用6,000円（上限） 高校3年生*：受験料53,000円（上限）、模試費用8,000円（上限）

※19歳になる年度に大学等を受験する場合も対象

養育費確保のための支援

こども若者支援課(45-6229)

- 養育費について取り決めた公正証書の作成や、養育費に関する信用保証会社との保証契約に要する費用を補助します。
- 補助内容：公正証書の作成費用、調停申立に要する印紙代等 1件につき上限4万円
養育費保証契約保証料 1件につき上限5万円(初回契約分のみ) ※所得制限あり

SECTION

12

子育て相談窓口



ひとり親家庭のために

SECTION 11

SECTION 12

子育て相談窓口

相談事業一覧

	妊娠中	乳児	幼児	小・中学生	18歳未満
保健センター（健康増進課）【47-8000】		こども相談			
		母子健康相談			
			ことばの相談（要予約）		
こども家庭センター【57-0219】 P.39	妊娠・出産・子育て・家庭児童相談				
こどもステーション相談専用【46-2100】	利用者支援				
こどもステーション相談専用【47-2200】		乳幼児育児相談			
こどもステーション【44-4541】 【kodomost@city.obu.lg.jp】	オンライン相談（要予約）				
	メール相談				
保育園		子育て相談			
各こども（幸齢者）交流センター*		こども家庭相談			
障がい者相談支援センター【48-3011】		障がいのある児童の相談			
発達支援センターおひさま【47-7834】 P.35		障がいのある児童の相談			
発達支援センターみのり【38-6050】 P.36		障がいのある児童の相談			
その他				教育相談（要予約）	

※R7.10.1～児童（老人福祉）センターから名称変更

母子健康相談

こども相談

保健センター(健康増進課) (47-8000)

内 容	乳幼児の発育・発達・育児・栄養・歯科に関すること
相談員	保健師、助産師、管理栄養士、歯科衛生士
実施日時	年12回

- ・日程等は広報おおぶまたは大府市ウェブサイト、母子手帳アプリ「おぶいく」にてご確認ください。

健康相談

保健センター(健康増進課) (47-8000)

- ・内 容：妊娠中の生活、乳幼児の発育・発達・栄養・歯科に関すること
- ・相 談 員：保健師、管理栄養士(要予約)、歯科衛生士(要予約)
- ・実施日時：平日午前9時～11時30分

ことばの相談(要予約)

保健センター(健康増進課) (47-8000)

- ・内 容：就学前のお子さんのことばの発達に関すること
- ・相 談 員：言語聴覚士、心理士等
- ・日程は広報おおぶまたは大府市ウェブサイトにてご確認ください。



妊娠・出産・子育ての相談

こども家庭センター(57-0219)

- ・内 容：妊娠・出産・子育てについての相談、18歳未満の児童の生活習慣・非行・児童虐待・不登校などの養育について
- ・こんなときに相談してください。
 - ・初めての妊娠・出産で不安。
 - ・育児に協力してくれる人が近くにいない。
 - ・産後の体調がすぐれない。
 - ・子育てに疲れてしまった。など
- ・相 談 員：保健師、家庭児童相談員等
- ・実施日時：平日午前8時30分～午後5時



利用者支援

こどもステーション(44-4541)／(電話相談専用46-2100)

- ・内 容：妊娠中及び0歳～18歳までの子育ての情報提供、相談、支援に関すること
- ・相 談 員：地域子育て相談員
- ・実施日時：平日午前8時30分～午後5時
- ・電話相談：平日午前8時30分～午後5時

乳幼児育児相談

こどもステーション(44-4541)／(電話相談専用47-2200)

- ・内 容：就学前の子育てにおける困りごとや悩み、疑問について
- ・相 談 員：保育士
- ・実施日時：平日午前9時～午後4時
- ・電話相談：平日午前9時～午後4時
- ・育児に困ったり、不安になった時、訪問員が家庭に訪問して、一緒に育児を考える「養育支援訪問」をご利用いただけます。

メール相談

メール(kodomost@city.obu.lg.jp)

- ・内 容：子育てにおける困りごとや悩み、疑問について
- ・相 談 員：地域子育て相談員、保育士等
- ・実施日時：随時(おおむね1週間以内に返信します。)

詳細は
こちら



オンライン相談

こどもステーション(44-4541)／メール(kodomost@city.obu.lg.jp)

- ・内 容：妊娠中及び0歳～18歳までの子育ての情報提供、相談、支援に関すること
- ・相 談 員：地域子育て相談員、保育士等
- ・実施日時：平日午前9時～午後4時30分
- ・申 込：電話またはメールで申込先へ(氏名・住所・電話番号・メールアドレス・希望日時・相談概要をお知らせください。)

詳細は
こちら



子育て相談

各保育園

- ・内 容：育児に関する疑問や悩みについて
- ・相 談 員：保育士
- ・実施日時：保育園の開園時間中は随時受け付けています。

こども家庭相談

各こども(幸齢者)交流センター

- ・内 容：家庭におけるこどものいろいろな相談について
- ・相 談 員：こども家庭相談員
- ・実施日時：週2回 午前10時～正午(詳細は大府市ウェブサイトをご覧ください。)
- ・こども家庭相談日以外でも、こども(幸齢者)交流センターの開館時間中は随時受け付けています。開館時間についてはこども(幸齢者)交流センター(P.26)を参照してください。

障がいのある児童の相談

障がい者相談支援センター(48-3011)

- ・内 容：障がいのある児童の養育に関すること
- ・相 談 員：相談支援専門員など
- ・実施日時：平日午前8時30分～午後5時15分
- ・ふれ愛サポートセンター(スピカ)内にあります。

レインボーハウスにおける教育相談(要予約)

相談電話番号(44-9400)

- ・内 容：家庭におけるこどもの教育に関すること
- ・相 談 員：公認心理師
- ・実施日時：平日午後1時～午後5時



子育て短期支援事業(ショートステイ)

こども家庭センター(57-0219)

- ・保護者の疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張、学校等の公的行事への参加により、家庭で児童を養育することが一時的に困難になった場合に、乳児院・児童養護施設等で一定期間(原則7日間以内)お子さんをお預かりします。
- ・所得により自己負担があります。
- ・施設に空きがない場合、健康状況等に問題がある場合、また急なお申込みには対応できません。

育児もしもしキャッチ、つながるLINE

相談電話番号(43-0555)

- ・内 容：育児相談、母と子の健康に関する相談をあいち小児保健医療総合センターの専門相談員がお受けする電話、LINEの相談窓口です。
- ・実施日時：火曜日～木曜日(休診日を除く)午後5時～午後9時



児童虐待、児童の養育に関する相談

子育てが辛いと思ったことはありませんか？ひとりで悩まず相談してください。それが虐待の予防につながります。

児童虐待とは…？

- 大切なこどもを傷つけてしまうということです。こどもの心や身体が傷つく行為は「虐待」になります。

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など
性的虐待	こどもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、こどもの目の前で家族に対して暴力をふるう (DV) など

こんなときはどうしたらいいの…？

- 「虐待を受けたと思われるこども」を見つけた時は迷わず連絡してください。間違っても罪に問われることはありません。また、連絡した人が特定されないように、秘密を守ります。
 - 子育てに不安を抱いているなら▶子育てがうまくできていないと感じたり、こどもの行動が気になる、子育てが辛いと感じる、などがあれば相談してください。
 - あなたが虐待を受けているなら▶勇気をもって連絡するか、信頼できる大人(学校の先生など)に話しましょう。

連絡・相談先

- こども家庭センター…………… ☎ 57-0219
- 知多児童・障害者相談センター …… ☎ 0569-22-3939
- 児童相談所虐待対応ダイヤル(お近くの児童相談所につながります) …… ☎ 189

ワンポイント

これって「しつけ」？それとも「虐待」？

しつけとは、基本的な生活習慣や社会のルール・マナーなどを身につけるよう働きかけることで、こどもの発達に配慮しながら行うものです。暴力などで従わせるものではありません。

×体罰の正当化 例：悪いことをしたらたたく

暴力は歯止めがきかなくなってエスカレートする危険があり、取り返しのつかない事故を引き起こすこともあります。

×言葉の暴力 例：「〇〇ちゃんはできているのに！」などほかの子と比べて責める

言葉によるおどしは、恐怖感を与え、同時に子どもの自尊心を奪ったり、まわりの人への信頼感がはぐくめなくなったりしてしまいます。

子育てに追われる毎日の中では、思うようにいかないこどもの様子にイライラを募らせたり、悩んだりすることは、あなただけではなくみんな同じ。子育てに悩むときは、どうか甘え上手になって、まわりの人に協力を求めてください。

